

# 米子市子ども読書活動推進計画(第二次計画)

(案)

平成 年 月

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
1. 子どもの読書活動の意義 .....	1
2. 子どもの読書活動推進の背景 .....	1
第2章 基本的な考え方 .....	2
1. 計画の目標 .....	2
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の期間 .....	2
第3章 子ども読書活動推進のための方策 .....	4
1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進 .....	6
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進 .....	6
家庭の役割 .....	7
(2) 地域における子どもの読書活動の推進 .....	7
市立図書館の役割 .....	8
児童文化センターの役割 .....	9
なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館の役割 .....	9
(3) 学校・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進 .....	10
幼稚園、保育所の役割 .....	10
学校の役割 .....	11
(4) 障がいのある子どもの読書活動の支援 .....	11
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実 .....	12
(1) 市立図書館 .....	12
(2) 児童文化センター .....	13
(3) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館 .....	13
(4) 学校図書館等 .....	13
3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成 .....	14
4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発 .....	14

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 子どもの読書活動の意義

読書は、言葉の意味を知るのみにとどまらず、「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」などの力を育て、豊かな人間性を育み、人生を送るための財産として生きる力となります。

また、教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を持っています。

このように、計り知れない価値を持っている読書を習慣にするためには、幼い頃から読書の習慣を身に着けることが大切です。

すべての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたって読書の習慣を維持していくためには、すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる読書活動を、社会全体で推進していくことが必要です。

### 2. 子どもの読書活動推進の背景

近年、子どもたちの多くは、ゲーム機や携帯電話など、様々なメディアの発達、普及などの生活環境の変化や乳幼児期からの読書習慣の未形成などによって、「活字離れ」や「読書離れ」が指摘されています。

また、子どもたちは、読書よりもそれらのメディアに興味を持つ傾向にあり、メディアが、子どもの健やかな成長に影響を与えることが懸念されています。

このような状況の中、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

また、平成14年8月には、この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。さらに、平成20年3月には、「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

これを受けて鳥取県は、平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月には、第二次計画が策定され、読書活動の取り組みや方向性が示されています。

米子市では、国や鳥取県の考え方を踏まえ、平成18年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定しました。このたびの計画では、項目ごとにこれまでの取組を「現状と課題」として振り返り、「施策の方向」として施策の方向性や施策について明記しました。

## 第2章 基本的な考え方

### 1. 計画の目標

「子どもの読書活動」は、子どもが成長していく上で、とても重要な役割を持っています。

米子市では、次の4項目を基本目標として、子どもの読書活動を推進することとします。

1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成
4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

### 2. 計画の位置付け

米子市では、第2次米子市総合計画「米子いきいきプラン2011」において、「生活充実都市・米子」を市の将来像として、その中で、4つのまちづくりの目標の一つに、「人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり」を掲げています。

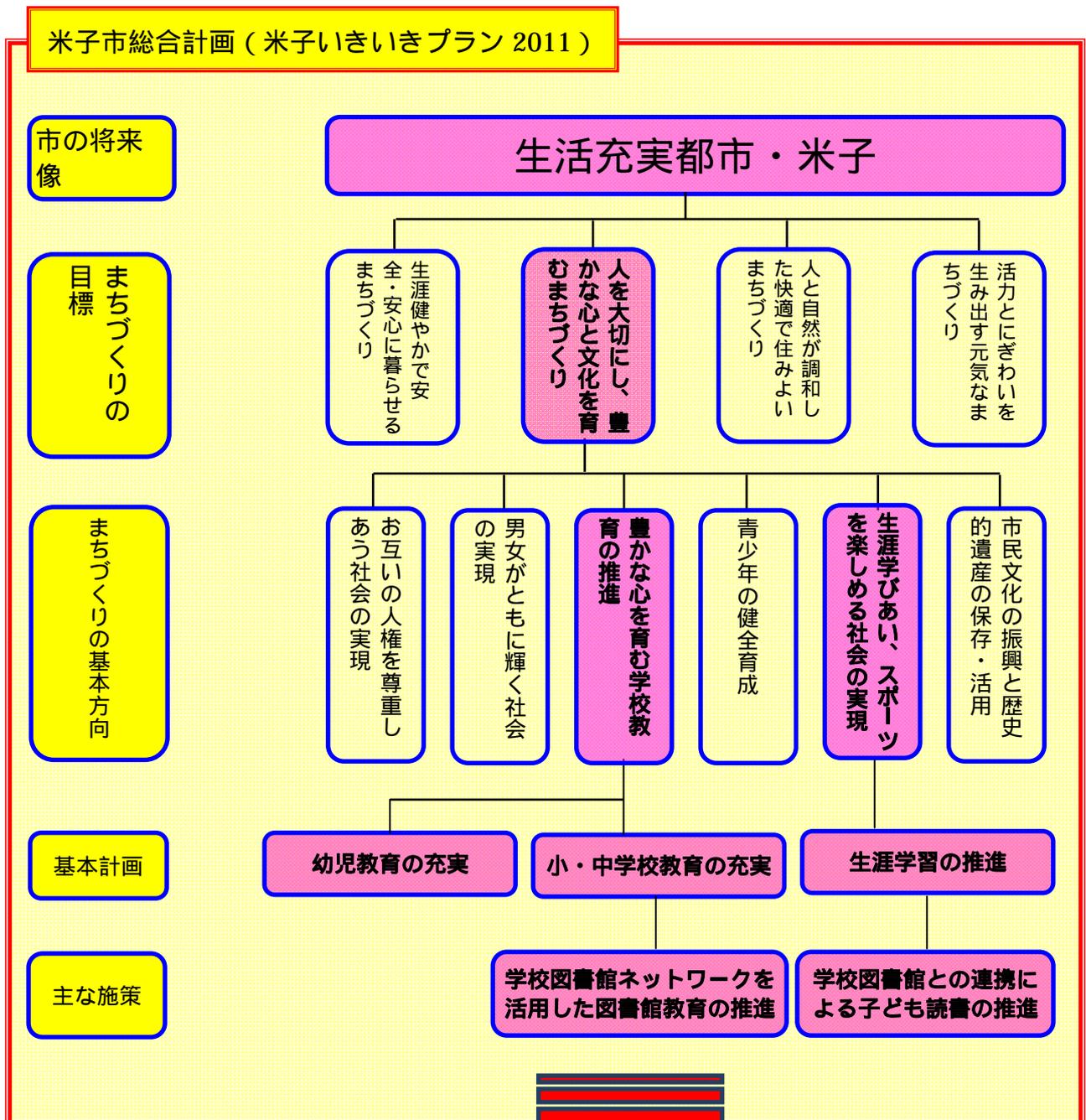
さらにこの中で、まちづくりの基本方向として「豊かな心を育む学校教育の推進」、「生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現」などを掲げて各種の施策を展開しています。

国・県の定めた計画や米子市総合計画などとの整合性を図り、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として「米子市子ども読書活動推進計画」を策定します。（計画の体系図参照）

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までとし、適宜、必要な見直しを図ります。

計画の体系図



米子市子ども読書活動推進計画

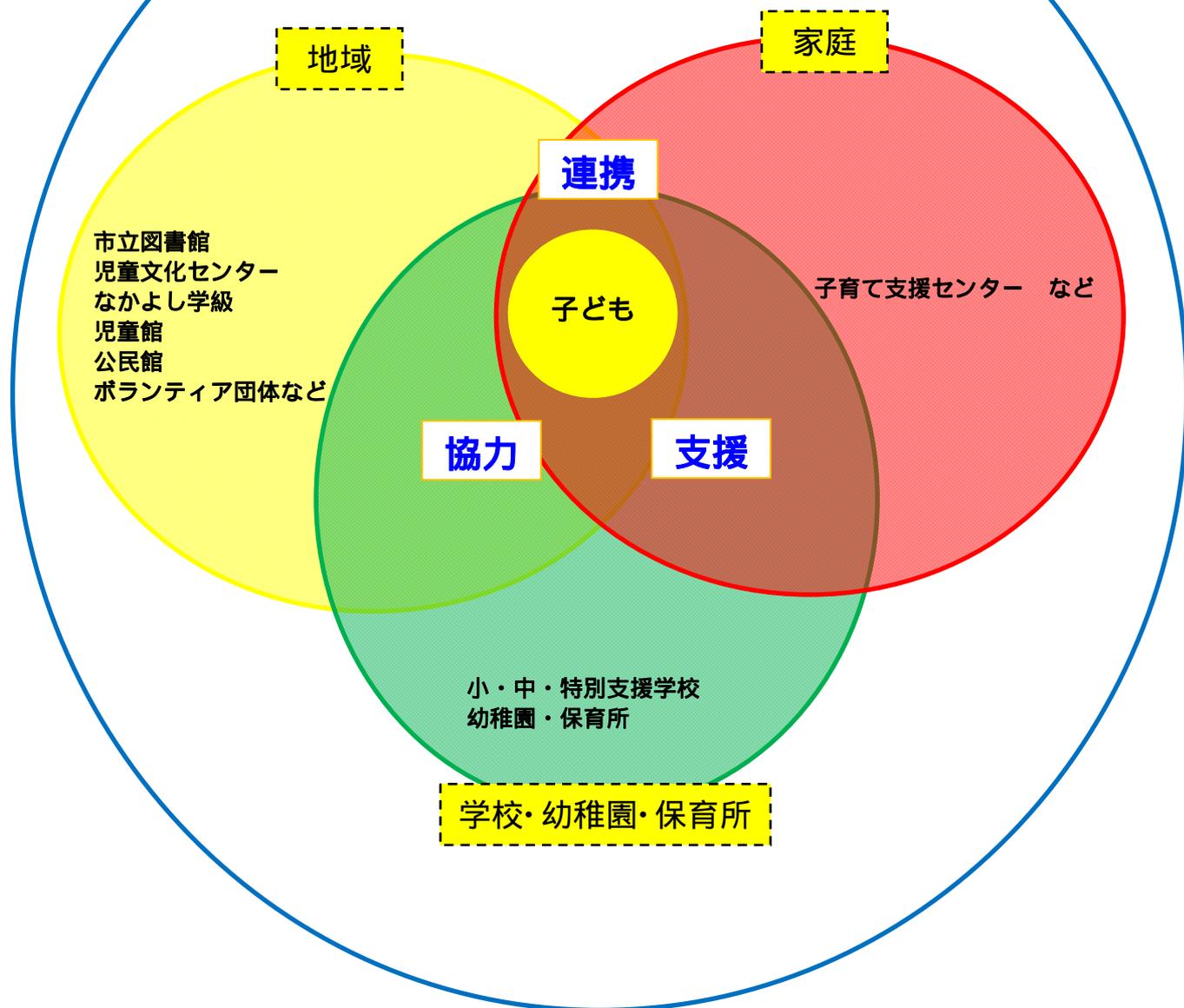
基本目標

- 1 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- 4 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

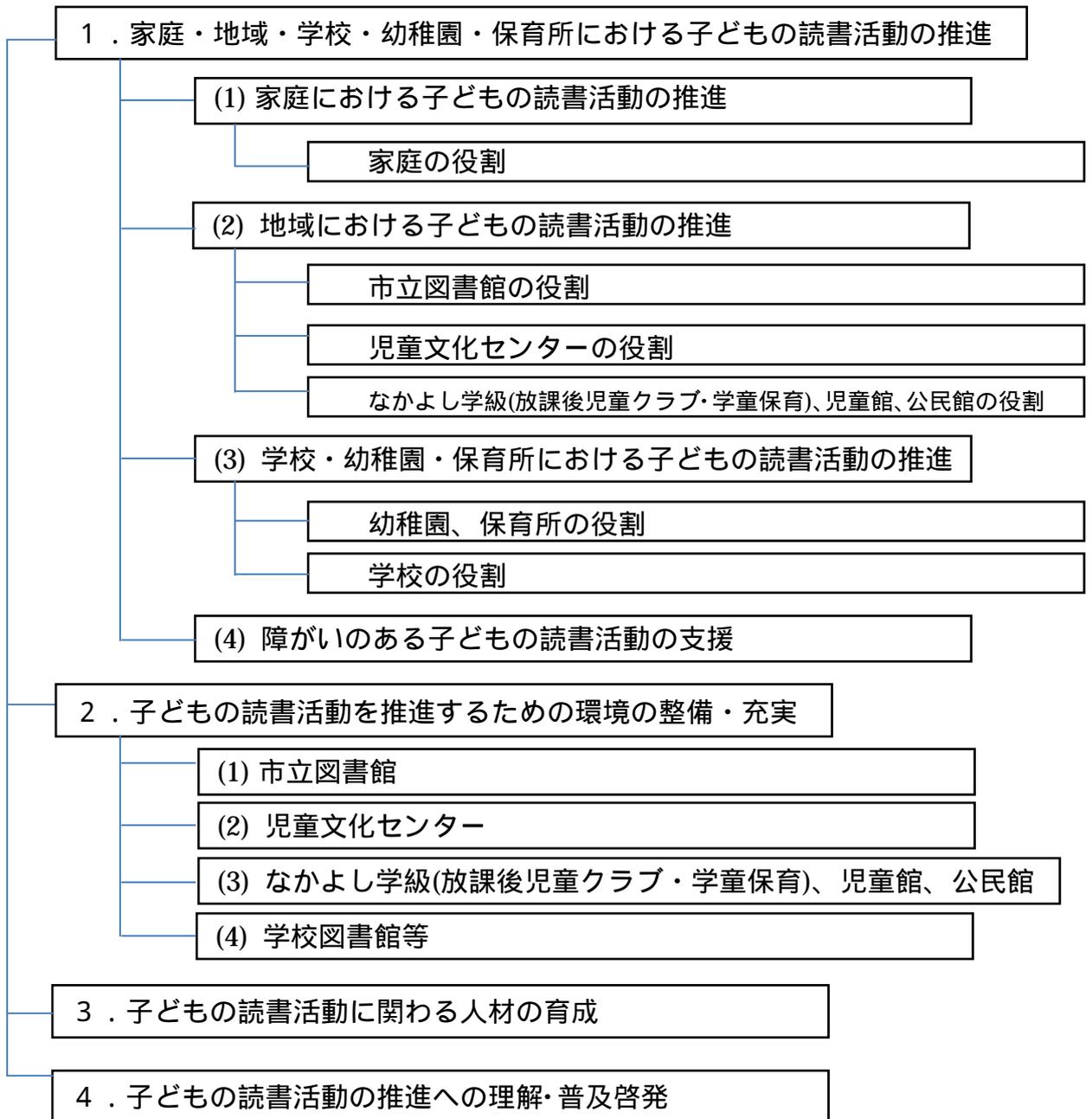
## 第3章 子ども読書活動推進のための方策

### 子どもの読書活動推進計画推進体制（イメージ）

米子市



## [施策の体系図]



### 1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもに読書習慣を身につけさせるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切です。そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要です。

特に家庭では、保護者たちの子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与えていると言われています。

また、乳幼児期に、大人が子どもに語りかけたり、わらべ歌、絵本の読み聞かせなどをしたりすることによって親子のきずなを深め、本と親しむ環境がつくられ、子ども読書活動の基礎を作っていきます。

市では、家庭での読書活動が、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供するため、読書活動の推進において重要な役割を果たすことができるよう努めます。

## 家庭の役割

### [現状と課題]

塾や習い事などによって、家庭での時間をゆとりをもって過ごす時間が少なくなっている傾向にあります。

テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、携帯電話などの情報メディアが、日常生活に浸透し、大人も子どもも読書離れが進んでいます。

幼少期から絵本に親しむ機会が少ないなどの理由から読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなる場合も多く、保護者が、子どもと本の関わり方に戸惑いがある場合もあります。

米子市では、子どもの6か月健診時にブックスタート事業を行っており、絵本を1冊プレゼントし、健康対策課、市立図書館や児童文化センターの司書が中心となって、ボランティアと連携し、絵本を通じた保護者たちの子育て支援を行っています。また、市立図書館では、推薦図書リストを作成配布しています。

市立図書館、児童文化センターなどの施設では、ボランティアの協力を得て、おはなし会が行われていることを紹介しています。

市立図書館ホームページで子育て支援情報、推薦図書について紹介しています。

児童文化センターでは、育児サークルなど地域へ出張読み聞かせを行っています。

子育て支援センターでは、毎日、複数回、絵本の読み聞かせを行っています。

### [施策の方向]

- 赤ちゃんに絵本を手渡す「ブックスタート」事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合い、乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごせるよう取り組みます。
- ブックスタート絵本や市立図書館の推薦図書リストの活用について啓発に努めます。
- 読書の楽しみ方など各種講座の実施に努めます。
- 家庭での読書を介したコミュニケーションづくりについて啓発に努めます。
- 保護者に対し、家庭での読書の大切さについて啓発に努めます。
- 家庭での子どもの読書活動の重要性について、保護者への理解に努めます。

## (2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちが、本に親しみ、本の世界を楽しみながら、個性を伸ばし、想像力を養っていけるよう、市立図書館などでは、選書や各種サービスによって、読書環境の整備、充実に努めるとともに、子どもたちが読書活動を習慣づけ、自由に読書活動を行うことに期待しています。

## 市立図書館の役割

### [現状と課題]

子どもが読書の楽しみ、喜びを知るとともに、子どもの学習や調査・研究に協力できるよう、質のよい本を選書し、幅広く収集するよう努力しています。本の貸出、予約・リクエストの受付、レファレンス、読書相談に応じることによって、子どもたちに本を提供しています。季節やテーマ展示を適宜行っています。乳児から幼児までの推薦図書の紹介、小学生から中学生、高校生までの推薦図書リストを作成し、ブックレットあるいはホームページ上で公開しています。県内の公共図書館をはじめとして全国の公共図書館と相互貸借を行っています。

#### ブックスタート支援と「おはなし会」

- ・ 6か月健診時に、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや、絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者への理解に努めます。
- ・ 図書館児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」を開いています。「子ども読書の日」や「図書館まつり」等の行事でも、「おはなし会」や「絵本づくり」などの親子で参加できる催しをしています。
- ・ 乳児向けの絵本コーナーを設置しています。

#### 学校図書館の支援と連携

- ・ 市(組合)立小・中・特別支援学校の問い合わせに対して、リクエスト貸出を行っています。
- ・ 学期ごとに長期貸出として、学級文庫用図書のセット貸出を行っています。
- ・ ふるさと米子を知るためのパスファインダー「ふるさと米子探検隊」を年1回発行し、市(組合)立小・中・特別支援学校の図書館及び各教室に配布しています。
- ・ 児童・生徒の施設見学・ガイダンス及び中・高生の職場体験の受入れをしています。

移動図書館車による巡回貸出を行い、児童館、地域文庫、検診会場等へ貸出文庫として定期的に配本しています。

### [施策の方向]

- 他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行います。
- 今後も学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を行います。
- ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介をします。
- レファレンス、読書相談に積極的に対応します。
- 図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本の調べ方などの説明に努めます。

- 今後も移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービスに努めます。
- 創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。
- 子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催します。

## 児童文化センターの役割

### [現状と課題]

6 か月健診時に行われる、ブックスタート事業の支援として、保護者を対象に絵本の読み聞かせや、絵本を通したふれあいの大切さについてお伝えしています。

言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」を実施し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに取り組んでいます。

「とよしつだより」を発行し、新刊情報や読書に関わる情報を提供しています。

ボランティアと連携して、「おはなし会」を実施しています。

館内において、幼稚園、保育所、小・中・特別支援学校等の希望団体へおはなし会を随時実施しています。

大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を実施しています。

ボランティア育成と保護者への読書活動啓発のため、読み聞かせ講座を実施しています。

小中学校への団体貸出、レファレンスサービスを実施しています。

児童・生徒の施設見学・ガイダンス及び中・高生の職場体験の受け入れを行っています。

小・中・特別支援学校に移動図書館車の巡回による本の提供を行っています。

希望する団体に本を選書し、団体貸出をしています。

学校図書職員研修会に参加協力しています。

### [施策の方向]

- 新刊情報などを通して、読書に関わる情報を引き続き提供します。
- ボランティアと連携して、「おはなし会」などのサービスを継続します。
- 子どもと保護者が一緒に楽しめる読書環境づくりに努めます。
- 市立図書館・学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力を努めます。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供を継続します。
- 就学前児童の読書環境を整えるため、幼稚園、保育所への団体貸出を強化し、保育士および保護者に読書への関心の啓発を図ります。
- 妊婦対象におはなし会を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図ります。

## なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館の役割

### i. なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館

#### [現状と課題]

なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）や児童館では、活動時間が短いですが、読み聞かせを行っています。

#### [施策の方向]

- 引き続き、読み聞かせの継続に努めます。

### ii. 公民館

#### [現状と課題]

市立図書館からの移動図書館車が公民館へ巡回するなどして、図書の提供を受けています。

ボランティアによる読み聞かせが行っています。

新刊本の紹介が行われています。

蔵書数、図書室の運営方法は、公民館により異なっています。

図書室は、子どもが本を借りることが出来る場所ですが、常に開館しているとはいえません。

蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

#### [施策の方向]

- 図書室の図書の充実に努めます。
- 子どもたちへの読み聞かせを継続し、子ども読書活動の大切さを啓発します。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設からの支援を受けます。

### (3) 学校・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

学校や、幼稚園、保育所は、子どもたちが1日の大半を過ごし、同年齢、異年齢の友だちとふれあいながら成長していく場です。

幼稚園や保育所では、乳幼児期に絵本や物語に接することで読書の楽しさと出会うよう、絵本の読み聞かせや本の貸し出しが行われています。

学校では、朝の読書などの子どもたちが本と出会う時間の確保がなされています。また、学校図書館は、読書活動のみにとどまらず、学習活動の支援をするうえで大きな役割を担っています。

学校は、学習活動を通じた子どもの読書習慣の形成に大きな役割を持っています。

#### 幼稚園、保育所の役割

#### [現状と課題]

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、発達段階に応じた読み聞かせを行っています。

絵本を通して様々な保育活動を実践し、豊かな感性を育てています。

絵本について、家庭との連携を図るよう努めています。

教職員の研修を実施し、能力や資質の向上を図っています。

乳幼児期の親子の絆を深めるため、絵本の貸出を行っていますが、家庭での読書活動には差が見られます。

市立図書館・児童文化センターを活用していますが、連携・活用が少ない傾向にあります。

#### [施策の方向]

- 乳幼児期の読み聞かせを継続し、子どもたちが絵本に親しむ機会を提供します。
- 絵本を通して、保育活動を充実させ、心豊かな感性を育てます。
- 「ノーテレビデー」などの取り組みを通して、家庭での読書活動の大切さを保護者に伝え、読み聞かせによる乳幼児期の親子の絆を深められるよう啓発します。
- 講演会などを通し、大人も絵本などの読書を楽しめるよう、啓発します。
- 市立図書館等と連携し、情報交換や研修の機会を設け教職員・保育士等の資質の向上に努めます。
- 市立図書館、児童文化センターとの連携を深め、活用に努めます。

#### 学校の役割

#### [現状と課題]

「朝の読書」は、すべての小中学校で実施されており、1日の始まりの読書により学習への気持ちの切り替えなど、さまざま効果があることが認識されています。

「朝の読書」の時間や休憩時間を利用して、ボランティアによる読み聞かせが行われています。

「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行うなど、子どもたちの活動によって読書活動が活性化されています。

市立図書館から学期単位で貸出を受けた図書は、「朝の読書」などに利用されています。

市(組合)立全小・中・特別支援学校の学校同士で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化に努めています。

市(組合)立全小・中・特別支援学校に配置されている、司書教諭や学校図書職員に対する研修を行い、能力の向上を図っています。

#### [施策の方向]

- 小中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実に努めます。
- 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせ等を推進します。
- 主体的な学習に対応するため、学習情報センターとしての機能の充実・活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感じさせ、豊かな心や感性の育成に努めます。
- 家庭と連携した「ノーテレビデー」や「家読(うちどく)」の取組の充実に努めます。
- 市立図書館司書等から、各学年に応じた選書の支援を受けます。

#### (4) 障がいのある子どもの読書活動の支援

特別な支援を必要とする子どもたちは、家庭、地域、学校などいろいろなところでいろいろな人たちの支援を受けながら読書活動を進めています。

特別な支援を必要とする子どもたちが読書活動できるよう様々な取り組みをする必要があります。

#### [現状と課題]

視覚、聴覚、知的、情緒、肢体不自由、病弱など、障がいの種類や程度に応じた読書活動の支援が求められます。

市立図書館では、点字図書、音声読書機、拡大読書機などの資料等を収集し、子どもたちへの支援をしています。

児童文化センターでは、鳥取大学医学部附属病院内学級へ出張読み聞かせを行っています。また、市内の希望する小児科に対して図書を選書し、団体貸出をしています。

#### [施策の方向]

- 市立図書館では、施設改修に合わせて対面朗読の整備を行います。
- 市立図書館では、今後も、障がいの種類に応じた資料を収集し、子どもたちへの支援に努めます。
- 障がいの種類や程度に応じた読書活動の支援に努めます。

## 2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

市立図書館や学校をはじめとする関係施設において、子どもの読書活動を推進するために必要な環境の整備に努めます。

### (1) 市立図書館

#### [現状と課題]

建物などの老朽化が顕著となっています。

開架スペースが狭いため、配架が利用しにくい状況です。

#### [施策の方向]

- 老朽化・狭あい化した施設を増改築することにより読書環境の整備に努めるとともに、児童図書及び児童へのサービスの充実に努めます。
  - ・ 想像力、知的好奇心を充分満足させるように、各分野の本をまとめた書架に並べるなど、本を探しやすく配架し、落ち着いて読書や調べ物ができるスペースを設置します。
  - ・ おはなしの部屋、授乳室、幼児用トイレ等を設置します。
  - ・ 絵本について面展スペースを充分にとり、テーマ別または発達段階に応じた本の配架します。

## (2) 児童文化センター

### [現状と課題]

所有する図書が古くなっています。

子どもたちが読書活動を行うために十分な蔵書数があるとは言いがたい状況です。

学校、幼稚園、保育所をはじめ、読み聞かせ団体や子育てサークルなど、地域ではなし会を実施する団体に大型絵本、大型紙芝居、ブラックライト紙芝居などを整備し貸出することで地域の読書活動を支援しています。

児童文化センターから離れた地域に住む子どもたちが利用する機会が少なくなり、児童文化センターから離れていても、本に親しむことができる環境の整備が必要です。季節やテーマ展示を随時行い、利用者が本に親しみやすい読書環境の整備に努めています。

乳幼児用の絵本、育児書等の充実を図り、子育て情報資料提供の場を設けています。

### [施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供や地域での出張読み聞かせに努めます。

## (3) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館

### [現状と課題]

各施設では、蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

### [施策の方向]

- 蔵書の把握、調査に努めます。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設からの配本の支援を受けます。

## (4) 学校図書館等

### [現状と課題]

幼稚園、保育所では、蔵書数が充分ではない場合があります。

市(組合)立小・中・特別支援学校で学校図書館の蔵書がデータベース化されており、学校間の資料検索が可能となっています。

市の文書集配車両を利用して、物流システムが確立された配本サービスを行っており、全学校図書館相互の図書の貸借を行っています。

### [施策の方向]

- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設が支援に努めます。

### 3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが、自主的に読書活動を行うためには、子どもの読書活動に関わる様々な大人たちの理解や協力が必要です。

市立図書館や学校等の読書活動の担い手の育成や読み聞かせを实践できるボランティアを育成に努めます。

#### [現状と課題]

学校図書館法では、12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置することになっていますが、鳥取県では学校規模にかかわらず全校に配置されています。

本市では、すべての市(組合)立小・中・特別支援学校に学校図書職員が配置されています。

学校図書館に関わる司書教諭、学校図書職員は連携して、学校図書館の運営にあたり、随時行われる研修会に参加するなどして、能力の向上を図っています。

ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域における読書活動の主役として、行政や他の団体と連携して活動しています。

#### [施策の方向]

- 市立図書館、児童文化センター、学校などで読み聞かせを行うボランティアの育成に努めます。
- 市立図書館や児童文化センターの司書は、学校図書職員研修会及び司書教諭・学校図書職員合同研修会に参加協力し、司書教諭、学校図書職員の能力向上を支援します。
- 子どもの読書活動に関わる者が、研修会などに参加するなどして、能力の向上を図ります。
- ボランティア増員のため、ボランティアの育成研修会を実施します。

### 4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校などで周囲の大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要です。

子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められます。

#### [現状と課題]

4月23日の「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」などに合わせ、市立図書館では、イベントを開催しています。

子どもの読書活動の推進に関しては、保護者や周囲の大人たちへの周知が不足している状況です。

#### [施策の方向]

- 市立図書館や児童文化センターでは、これまでの取り組みを継続し、それぞれの施設で行われる様々なイベントの中で、子どもの読書活動への理解や普及に努めます。
- 「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」などに合わせ、子どもの読書活動の重要性について、家庭、地域などに周知を図ります。
- 子どもの読書活動の重要性について、市のホームページ、広報紙等、様々な方法でお知らせします。
- 市立図書館では、子どもの読書活動に関わる大人に対して子どもの読書活動の重要性について啓発します。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。